

ALERT ON COMPULSORY INSURANCE

社会保険に関する政令第 58/2020/ND-CP号 および失業保 険に関する政令第61/2020/ND- CP号における留意点についての 最新情報

2020年7月14日



What's news

労働災害疾病基金への強制加入社会保険（SI）の納付金を規定する2020年5月27日付の政令第58/2020/ND-CP号（以下「政令第58号」という）と、労働法における失業保険（UI）に関する条項を詳述した2015年3月12日付の政令第28/2015/ND-CP号（以下「政令第28号」という）の条項を改正・補足した2020年5月29日付の政令第61/2020/ND-CP号（以下「政令第61号」という）が2020年7月15日に発効されます。

強制保険に関する注目すべき変更点と関連事項は以下の通りです。

政令第58号：

- 本政令第5条に規定された条件を満たす企業に対し、労働災害に対するSIへの掛金率を基本給の0.5%から0.3%に引き下げる事が認められます。

政令第61号：

- UIに加入していると定義された従業員のカテゴリの補足
- UIを納付していたが失業給付金の受給資格のない期間に関する規則の補足
- 失業給付金受給のための申請書類の補足
- 従業員が失業給付金の受給決定を受領する期限の改正
- 雇用者が従業員の雇用の維持を目的として、職業能力または資格の訓練及び向上活動のために支援を受けるための条件の緩和

政令第58号及び政令第61号の詳細については、次ページ以降をご参照ください。当政令の適用にあたりご質問やご不明点がございましたら、弊社の税務専門家までお問い合わせください。

ALERT ON COMPULSORY INSURANCE

社会保険に関する政令第
58/2020/ND-CP号 および失業保
険に関する政令第61/2020/ND-
CP号における留意点についての
最新情報

2020年7月14日



強制加入社会保険に関する政令第 58 号

1. 掛金率

雇用者のSIへの掛金率は以下の通りです。

	現行規定	政令第58号
疾病・妊娠出産基金	3%	3%
労働災害、職業病基金	0.5%	0.3% (*)
退職年金・遺族基金	14%	14%
合計	17.5%	17.3%

(*) 優遇率を適用する場合、企業は自己評価（「2.必要条件」を参照）を行い、申請書類を作成して提出する必要があります。労働社会省は十分な申請書類を受領した日から30営業日以内に回答しなければなりません。企業は承認の有効月から36ヶ月間、優遇率を適用することができます。適用の延長申請は有効期限前60日以内に行うことができます。

2. 必要条件

1. 職業病や労働災害のリスクが高い産業に属する企業(*)
2. 過去3年間で労働安全、衛生、SIに関する法令に違反したとして行政上の罰金や刑事告発等を受けたことがない企業
3. 申請年度の以前3年間、労働災害、労働安全衛生に関する定期報告書を連続して適切かつ、適時に提出している企業
4. 申請年度の直前の年度での労働災害の件数が過去3年の平均値の15%以上減少していること、または申請年度以前の3年間で労働災害の件数が0であることを満たす企業

(*) 労働災害・疾病のリスクが高いと認められる事業・業種一覧
(2016年5月16日付社会福祉傷病兵労働省による通達第07/2016/TT-BLDTBXH号に基づく)

1. 採鉱、コークス生産、石油精製
2. 化学品・ゴム製品・プラスチック製品の生産
3. 金属・金属を原料とする製品の生産
4. 非金属鉱物を原料とする製品の生産
5. 建設工事
6. 船舶建造・修理
7. 発電・送電・配電
8. 水産物・水産品の加工・保存
9. 織物・衣類・皮革・靴の生産
10. スクラップのリサイクル
11. 環境衛生

社会保険に関する政令第
58/2020/ND-CP号 および失業保
険に関する政令第61/2020/ND-
CP号における留意点についての
最新情報

2020年7月14日



失業保険に関する政令第61号

UIに加入していると定義された従業員のカテゴリの補足

- 労働契約の終了の月にUIを納付し、社会保険局による社会保険帳で認証された従業員
- 社会保険局の認証を受けており、労働契約終了月または労働契約終了前月において次のいずれかに該当する従業員：(i) 14日間以上の無給休暇を取得した者、(ii) 病気や出産等の理由で14日間以上の無給休暇を取得した者、(iii) 14日以上労働契約の中断がされた者

UIを納付していたが失業給付金の受給資格がない期間に関する規則の補足

- 従業員が失業給付金の受給期間終了後に、社会保険局によって、UIへの納付期間として追加的に認証される場合（例えば、当初の納付期間の計算に誤りがあり、納付期間として含まれていない期間がある場合等）、当該期間はUIへの納付期間であり、失業給付金の未受給期間に含まれるものとして決定される。

失業給付金受給のための申請書類の補足

- 労働契約の満了及び、労働契約終了の決定に加えて、従業員は、締結した労働契約の種類、労働契約の終了日と理由を明記した雇用者の確認書を提出することができる。
- 従業員が会社の社長である場合、会社の解散または倒産に関する管轄当局の確認書を上記に代替して提出することができる。
- 会社に法的代表者がいないため、従業員が労働契約の終了に関する確認が取れない場合は、各地方省の社会福祉傷病兵労働/社会保険部門は、10日以内に投資計画局に確認を求めるように書面を送付する。

従業員が失業給付金の受給決定を受領する期限の改正

- 従業員が失業給付金の受給決定通知書に記載された日から3営業日以内に同通知書を受領しない場合は、失業給付金の受給を希望しないこととみなされる。

雇用者が人員削減後に、残りの従業員の業務を維持するための職業能力または資格の訓練及び向上活動に対する支援を受ける条件の緩和

- 30%または30人以上の従業員を削減した雇用者は、支援金の対象となる。以前の基準値は50人以上であった。
- 削減される従業員数に関する条件は事業主ごとに異なり、詳細は以下を参照。
 - 従業員数200人未満を有する事業主は、30%または30人以上を削減する
 - 従業員数200～1000人を有する事業主は、30%または50人以上を削減する
 - 従業員数1000人超の事業主は、30%または100人以上を削減する



Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited